

国立駅南口駅前広場基本設計業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

国立駅南口駅前広場基本設計業務委託

(2) 業務目的

国立駅周辺の整備に関しては、平成21（2009）年に策定した国立駅周辺のまちづくりを進めていくにあたっての基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」に基づき、各種事業を進めてきたところである。

そのような中、国立駅南口の整備については、令和2（2020）年4月に再築した旧国立駅舎の周辺の土地所有者である東日本旅客鉄道株式会社と今後の国立駅周辺のまちづくりを協議し、その結果、東日本旅客鉄道株式会社が所有する旧国立駅舎の周辺の土地（東西広場）と国立市が所有する国立駅南口複合公共施設用地との土地交換契約を令和5（2023）年2月に締結した。

土地交換後の旧国立駅舎周辺の土地については、広場として活用することとしており、円形公園及び南口ロータリーについても再整備を考えている。

国立市では、令和4（2022）年7月に国立駅前の広場空間として必要な機能やデザインに関して基本的な方向性を示した「旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針」を策定したところである。

また、より多くの市民からの意見やアイデアを旧国立駅舎東西広場整備に反映させるため、令和4（2022）年度に「国立駅南口駅前デザインアイデアコンペ」を実施し、多くの応募作品の中から、18の優秀作品を選定した。

本業務では、整備基本方針やデザインアイデアコンペの結果を踏まえ、市民の意見や地域の意向を聞きながら、国立駅南口駅前広場が、これまでの歴史や理念を継承し、旧国立駅舎とともに「くにたち」の顔となることを目指して基本設計を行う。

これらに加え、平成27（2015）年度に交通管理者との設計協議を行った東西広場に接している南口ロータリーについても、必要な交通機能を確保しながら、人中心の広場として改めて検討を進める。

(3) 業務対象地域

「別図 国立駅南口駅前広場設計範囲図（予定）」を参照すること。

ア 東西広場：約 1,200 m²（道路）・旧国立駅舎用地：約 648 m²（建物敷地）

イ 円形公園：約 700 m²（道路）

ウ 南口ロータリー（円形公園を除く）：約 6,800 m²（道路）

※南口ロータリーから富士見通り・旭通りに接続する部分に関しては、必要に応じて検討する箇所とする。

(4) 主な業務内容

ア 設計に必要な補足測量

イ 東西広場、旧国立駅舎用地基本設計

ウ 円形公園基本設計

エ 南口ロータリー基本設計

- オ 関係機関（警察・交通事業者等）との協議・調整・書類作成
 - カ 建築審査会及び建築確認申請に必要な協議・調整・書類作成
 - キ 有識者との協議
 - ク 東西広場の活用を想定した社会実験等イベントの実施
- ※業務内容の詳細及び成果物については、「別紙3 特記仕様書」のとおり。

（5）契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月10日まで

※本プロポーザルにより選定された事業者（以下「契約候補者」という。）と基本設計の契約を締結する。また、実施設計については、予算が成立し価格面及び内容等で協議が整った場合について契約の交渉を行う。

ア 基本設計（国立駅南口駅前広場の警察協議及び建築審査会の事前調整共）

令和5、6年度

イ 実施設計（建築審査会資料作成、その他関係官公署等に対する諸手続き共）

令和7年度

ウ 工事

令和8、9年度

2. 業務費用

（1）基本設計

55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）※見積限度額

（内訳）

16,500,000円（令和5年度予算額）

38,500,000円（令和6年度債務負担行為限度額）

（2）実施設計の参考概算額

80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む：実施計画計上額）

※参考概算額は現時点での想定であり、今後、仕様の変更に伴って変動する。

※実施設計の予算額の決定には、国立市議会の議決が必要となる。

3. スケジュール（予定）

項 目	日 時
実施要領公表	令和5年8月23日（水）
質問受付締切	令和5年9月15日（金）17時
質問回答	令和5年9月25日（月）
参加申込書受付締切	令和5年10月4日（水）17時
参加資格審査結果通知書送付	令和5年10月13日（金）
技術提案書等提出締切	令和5年11月2日（木）17時
第一次審査（書類審査）結果通知	令和5年11月21日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年11月29日（水）
第二次審査結果通知	令和5年12月13日（水）
契約締結	令和5年12月中旬～下旬

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による

5. 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること。複数の事業者でグループを構成して応募する場合は、グループを構成する全ての事業者が、次に掲げる要件の（３）～（５）を満たし、グループのいずれかに属する事業者が要件の（６）を満たしていること。

（１）単独の事業者もしくは複数の事業者により構成されるグループとする。なお、グループで参加する場合は、代表事業者を定め、構成員（協力事業者または協力者）の役割を明確にすること。

※単独の事業者もしくはグループの応募は１点に限るものとし、代表事業者及び構成員は、複数のチームに関わることを認めない。

（２）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、国立市での競争入札参加資格を有していること。ただし、グループで参加する場合は、代表事業者が登録をしていること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年号外政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

（４）法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例（平成２５年１２月国立市条例第４２号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

（５）国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成７年９月国立市訓令（甲）第３７号）による指名停止を受けていないこと。

（６）駅前広場の設計業務実績を有すること。

（７）競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6. 募集内容

（１）質問の受付及び内容

本プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式６）を提出すること。

ア 質問期限

令和５年９月１５日（金）１７時まで

イ 提出方法

質問書（様式６）を電子メールにて提出する

※電話や口頭での質問には回答しない。

ウ 質問先

「１４．問合せ及び書類の提出先」のとおり。

エ 質問への回答方法

令和５年９月２５日（月）までに、質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、国立市ホームページにて公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

（２）参加申し込み

本プロポーザルの参加申し込み方法は以下のとおり。

ア 提出期限

令和５年１０月４日（水）１７時まで

- イ 提出先
「14. 問合せ及び書類の提出先」のとおり
- ウ 提出方法
持参又は郵送による。なお、郵送の場合の提出期限までに必着とする。
- エ 提出書類
 - (ア) 参加申込書(様式1)
 - (イ) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票(写)
 - (ウ) 事業者概要(様式2)
※グループで参加する場合は、代表事業者及び構成員ごとに提出すること。
- オ 提出部数
各1部
- カ 参加資格審査結果の通知
提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和5年10月13日(金)までに、参加申込書等提出者宛てに電子メールで通知する。

7. 技術提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって技術提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年11月2日(木) 17時まで
- (2) 提出書類
 - ア 送付書(様式3)
 - イ 業務実施体制(様式4-1)
※グループで参加する場合は、「国立駅南口駅前広場基本設計業務委託プロポーザル」受託コンソーシアム協定書(様式4-2)と併せて提出すること。
 - ウ 業務実績等調書(様式自由)
国立駅南口駅前広場基本設計業務との関連を踏まえた実績等を、「別紙1 国立駅南口駅前広場基本設計業務委託実績等調書作成要領」を基に作成すること。A4版縦とし様式は自由。
※文字サイズは10ポイント以上とすること。(注意書きは除く)
※グループで参加する場合は、コンソーシアムを構成する各社の実績を作成すること。
 - エ 配置予定技術者調書(様式5)
 - オ 技術提案書(様式自由)
「旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針」や「国立駅南口駅前デザインアイデアコンペ」の内容を踏まえ、「別図 国立駅南口駅前広場設計範囲図(予定)」に示す東西広場及び旧国立駅舎用地、円形公園、南口ロータリーをどのように活用しやすい広場として整備するか等について考え方をまとめ、文章及び図画(スケッチ、イラスト、配置平面図、写真等)を用いて簡潔に分かりやすく表現すること。
※A3判 横、片面印刷4枚以内でまとめること。
※文字サイズは10ポイント以上とすること。(注意書きは除く)

【提案事項】

以下の（ア）及び（イ）を1枚にまとめ、（ウ）～（カ）を3枚以内にまとめること。

（ア）業務実施方針

（イ）業務スケジュール

（ウ）国立駅前らしさを感じられる広場空間のデザインのあり方について

（エ）デザインやプロセスを市民や有識者と共有する方策について

（オ）整備後の国立駅南口駅前広場の活用を想定した社会実験等イベントの方策やその効果について

（カ）東西広場の活用に向けた法令等の活用方策について

カ 見積書（様式自由）

※宛名は「国立市長」とすること。

※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

※見積の内訳（作業項目ごと）を添付すること。

（3）提出方法

持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（4）提出部数

正本1部（ア～カ） 副本10部（イ～オ）

※参加資格審査結果の通知の際に、整理番号を併せて通知する。イ、エについては、所定の欄に整理番号を記載し、ウ、オにおいては、右上に記載すること。

※事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。

（5）提出先

「14. 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

8. 情報公開及び情報の提供

提出書類は、国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）に基づく情報開示請求があった場合は、原則として開示の対象とする。

ただし、同条例に規定する非開示情報（例：法人等に関する情報であって、開示することにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報）は非開示とする。

9. 契約候補者決定方法

国立市職員で組織する国立駅南口駅前広場基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

なお、審査にあたり、以下の有識者4名に意見を聴く。

国立市から連絡した場合や、本要領に定められた手続を除き、参加事業者が、有識者及び本件業務に従事する国立市職員、その他本件関係者に対して接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合がある。

氏名・所属等	専門分野
植田 瑞昌 日本女子大学家政学部住居学科 助教	ユニバーサルデザイン
堂免 隆浩 一橋大学大学院社会学研究科 教授	都市政策
二井 昭佳 国土舘大学理工学部理工学科 教授	景観デザイン
三友 奈々 日本大学理工学部土木工学科 助教	プレイスメイキング

（五十音順）

(1) 技術提案書による書類審査

- ア 参加資格を有すると判断された事業者について、技術提案書等による書類審査を行う。
- イ 書類審査の対象となる事業者が6者以上の場合は、書類審査（第一次審査）の評価点が高い順に審査会議（第二次審査）に参加できる5者を決定する。
- ウ 書類審査の対象となる事業者が5者以内の場合は、対象事業者全員が審査会議に参加する。
- エ 審査会議に参加できるか否かは令和5年11月21日（火）までに電子メールで通知する。

(2) 審査会議（プレゼンテーション及びヒアリング）

技術提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 日 時 令和5年11月29日（水）
- イ 場 所 国立市役所会議室 ※日時・場所等の詳細については別途連絡する。
- ウ 選 定 者 審査委員会
- エ 時 間 1者あたり60分程度（入退場・準備等10分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分以内、）
- オ 内 容 事前に提出した技術提案書に基づいたプレゼンテーション
- カ 留意事項

- (ア) 当日の出席者は4名以内とする。
- (イ) プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。
- (ウ) 資料は事前に提出された実績等調書及び技術提案書を使用するため、改めて技術提案書・模型等を用意する必要はない。
- (エ) プレゼンテーションは非公開とする。
- (オ) パソコン等を使用する場合には、国立市がプロジェクター及びスクリーンを用意する。パソコン及びその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。（パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した技術提案書と同内容とする。）
- (カ) プレゼンテーション出席者においては、氏名及び分担業務内容（役割）等の説明を求める場合があるが、事業者名を特定できるような表現はしないこと。
- (キ) 提案説明及び質疑応答については記録する。
- (ク) 有識者（4名）はプレゼンテーションに出席し提案者に対して質問する。

(3) 審査基準等について

- ア 書類審査、審査会議ともに「別紙2 国立駅南口駅前広場基本設計業務委託プロポーザル審査基準表」に基づき審査を行う。
- イ 書類審査と審査会議の評価点の合計をもって総合評価点とし、最も総合評価点の高い事業者を契約候補者とし、次に総合評価点の高い事業者を次点者とする。
- ウ 第一次審査としての書類審査が行われた場合は、審査会議（第二次審査）におけるプレゼンテーション及びヒアリングの内容を受けて、改めて書類審査項目の評価・採点をする。
- エ 得点が同数となった場合には、審査基準の評価項目「(3) 業務内容に関する提案」の得点が高い事業者を上位とする。「(3) 業務内容に関する提案」の得点も同数とな

った場合は、「(1) 業務体制」の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお、同数となった場合は、審査委員会の委員長が決定する。

(4) 審査結果について

最終的な審査結果については、決定後速やかに審査会議参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページにて、次の事項を公表する。

ア 件名

イ 業務等の概要

ウ 所管課の名称

エ 契約候補者名

オ 参加者名（申込順）

カ 各参加者の評価点及び合計点（契約候補者以外の参加者の表記はA、B等を用い、参加者が特定できないように配慮し、応募が2者の場合は評価点及び合計点は公表しない）

キ 契約候補者の選定理由（講評等）

10. 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合または国立市から指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と国立市との間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※ 提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、「別紙3 特記仕様書」をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

11. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限に遅延した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 参加資格を有していないことが判明した場合

(5) 提出された見積金額が国立市の見積限度額を超えている場合

(6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

(7) 技術提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の技術提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された技術提案書等は、国立市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (9) 提出書類のため国立市より受領した資料は、市の許可なく公表、使用できない。

13. 現地視察

市による現地説明会等を行わない。現況を視察する場合には断りなく民地内に入らないなど常識的な範囲内で行うこと。

14. 問合せ及び書類の提出先

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

国立市 都市整備部 国立駅周辺整備課 (担当) 外立 (はしだて)・中島

電話番号：042-576-2111 (内線) 382

Eメールアドレス：sec_kuniseibi@city.kunitachi.lg.jp

ホームページ： <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp>